

## 安来市広域生活バス広告掲載募集要項

### 1 概要

この要項は、安来市広域生活バスの車内に掲載する民間広告を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

### 2 広告媒体

|       |                                                                                                           |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称   | 安来市広域生活バス（イエローバス）                                                                                         |
| 台 数   | 29 台（令和 7 年 3 月末）                                                                                         |
| 広告掲載枠 | 〈位置〉 車内片側窓上額面（R 部）・車内両側窓上額面（R 部）                                                                          |
|       | 〈枠数〉 車両の形状により異なる 1 台あたり 4～12 枠                                                                            |
|       | 〈大きさ〉 1 枠あたり A3 横（A4 縦 2 枚も掲載可能）                                                                          |
| 備 考   | 紙等で作成した広告を車内の広告枠へ差し込む。<br>（広告は、広告主で用意すること）                                                                |
|       | 1 台当たりの平均走行距離（月 4,300Km 走行）<br>広告を掲載するバス運行路線数：平均 5 路線<br>運休日：年始 1 月 1 日～1 月 3 日<br>※車両によっては、土日祝日運休する場合あり。 |

### 3 広告掲載期間

1 ヶ月単位で最長 12 ヶ月（ただし 3 月末を最長とする）

### 4 広告掲載料

広告 1 枠あたり月額 1,000 円（消費税及び地方消費税含む）

広告 1 枠あたり掲載車両は 10 台とします。

1 枠より受け付けます。（車両指定不可）

なお、掲載車両が長期修繕等で運行しない場合、他の車両で掲載します。

枠数を超えた場合は希望に添えない場合も有ります。

### 5 募集対象

安来市または隣接自治体に本・支店を置く民間事業者 ※広告代理店の応募も可能

### 6 募集期間・応募方法

（1）募集期間 随時（ただし、応募状況によりご希望に沿えない場合があります。）

（2）申込方法 下記の提出書類に必要事項をご記入のうえ、安来市地域振興課交通政策係まで持参又は郵送してください。

（3）提出書類 ①広告掲載申込書（様式 1）  
②広告原稿案（A4 または A3 サイズのものとしします）  
③委任状（様式 2）（広告代理店が申込みをする場合）

## 7 決定方法

- (1) 応募資格、広告内容等について、安来市広告掲載要綱、安来市広告掲載基準及びこの募集要項（以下「要綱等」という。）に基づき審査します。
- (2) 掲載枠の配置については、担当課で決定します。
- (3) 審査の結果、適正な申込数が募集数を超える場合は、抽選により決定します。
- (4) 審査及び抽選による結果を、広告掲載・否掲載決定通知書（様式 3）により、広告掲載申込者に通知します。

## 8 広告掲載承諾

広告掲載が決定した事業者は、決定の日から 7 日以内に広告掲載承諾書（様式 4）に記名押印のうえ提出してください。

## 9 広告掲載までの手続き

### (1) 広告掲載料の納付

広告掲載が決定した事業者は、上記の承諾書の提出後、広告掲載料を市が発行する納入通知書により指定する期日までに納付してください。

### (2) 広告原稿の提出

- ・ 広告掲載が決定した事業者の方は、事業者の責任と負担により広告原稿を作成し、市が指定する期日までに提出してください。
- ・ 広告原稿には、広告である旨を明記してください。
- ・ 要綱等の定めに基づき、市が広告原稿の修正等を求めた場合は、その指示に従ってください。

## 10 その他

- (1) 広告掲載の申し込みにあたっては、要綱等の内容を事前に確認し、遵守してください。
- (2) 広告掲載開始後であっても、要綱等の定めに違反する場合等、広告掲載が適切でないと判断した場合は、広告の掲載を中止、又は取り消す場合があります。その場合には、納付済みの広告掲載料は返還しません。
- (3) 広告掲載事業者の責に帰さない理由により広告掲載を中止し、又は取り消したときは、納付済みの広告掲載料の全部又は一部を返還するものとします。

## <申込み・問い合わせ先>

〒692-8686

島根県安来市安来町 878 番地 2

安来市役所 地域振興課 交通政策係

電話：0854-23-3069

FAX：0854-23-3155